

# 今治市移住支援事業費補助金交付要綱

令和3年3月31日制定

今治市要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、愛媛県と共同して行う愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業に基づき、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から今治市に移住した者が移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することにより、今治市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資することを目的とする。

## (交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯員の数にかかわらず一世帯につき、30万円とする。ただし、18歳未満の世帯員（以下「未成年世帯員」という。）を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき10万円を加算する。

2 前項ただし書きの加算は、別表に掲げる額を上限とする。

## (対象者要件)

第3条 移住支援金の交付に当たっては、本項第1号の要件を満たし、かつ第2号から第5号のいずれかの要件に該当し、前条第1項ただし書の加算の申請をする場合にあっては第6号の要件を満たす申請者を対象とする。ただし、過去にこの要綱又は住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金交付要綱（平成28年今治市要綱）に基づく補助金の交付を受けたことがある者を除く。

### (1) 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

#### (ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- ① 市内に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。（ただ

し、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学を当該通勤とみなすことができる。（以下同じ。）

- ② 市内に住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す 3 ヶ月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。）

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 令和 3 年 4 月 1 日以降に今治市に転入したこと。  
② 移住支援金の申請時において、転入後 3 か月以上 1 年以内であること。  
③ 今治市に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。申請者に世帯員（未成年世帯員を除く。）がある場合にあっては、その者についても同様とする。  
② 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住」者のいずれかの在留資格を有すること。  
③ 申請者は、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、愛媛県及び市が認める場合を除く。  
④ その他愛媛県又は今治市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げる（ア）又は（イ）に該当すること。

(ア) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が今治市、四国中央市、新居浜市及び西条市に所在すること。  
② 就業先が、移住支援事業を実施する愛媛県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

- ③ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- ④ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- ⑤ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記②の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- ⑥ 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ⑦ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(イ) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が今治市、四国中央市、新居浜市及び西条市に所在すること。
- ② 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- ③ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ④ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ⑤ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、今治市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

(ウ) 地域未来交付金（デジタル実装型）又はこの前歴事業を活用した取組みの中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

次の（ア）のすべての要件に該当し、かつ（イ）に掲げる各要件のいずれかに該当すること。

(ア) 支給対象者の要件

- ① 愛媛県・今治市主催の移住フェア等に参加経験を有する者。

②愛媛県・今治市主催する農林水産業の体験プログラム等に参加経験を有する者。

(イ) 地域の担い手確保の要件

①農林水産業に就業する者。

②家業等（農林水産業に限る）へ就業する者。

(5) 起業に関する要件

移住支援金の申請時において、愛媛県が愛媛グローバルビジネス創出支援事業実施要領に従い実施する起業支援金支給業務に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること。

(6) 加算に関する要件（第2条ただし書の申請をする場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 申請者及び未成年世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

(イ) 申請者及び未成年世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

(ウ) 申請者及び未成年世帯員がいずれも、令和5年4月1日以降に転入したこと。

(エ) 申請者及び未成年世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

(オ) 申請者及び未成年世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の申請者は、交付申請書（別記様式第1号）、移住先の就業先の就業証明書（別記様式第2号）及び本人確認書類に加え、第3条第1項第1号の要件を満たし、かつ第2号から第5号のいずれかの要件に該当し、第2条ただし書の申請をする場合にあっては第6号の要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、第4条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（別記様式第3号）により、当該申請者に通知する。なお、審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合も、その旨を同様に申請者に通知する。

(移住支援金の交付)

第6条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付申請書（別記様式第4号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第8条 市長は前条に規定する再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定通知書〔再交付〕（別記様式第5号）により、申請者に交付する。

（報告及び立入調査）

第9条 愛媛県及び今治市は、愛媛県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、申請者や関係機関等に対し、愛媛県移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第10条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして愛媛県及び今治市が認めた場合はこの限りではない。

（1）全額の返還

（ア）虚偽の申請等をした場合

（イ）移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した今治市から転出した場合

（ウ）第3条第1項第2号に該当する者が、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

（エ）起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

（2）半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した今治市から転出した場合

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、愛媛県と今治市が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年4月1日今治市要綱）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の今治市移住支援事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日までの申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和5年4月1日今治市要綱）

（施行期日）（令和5年4月1日今治市要綱）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の今治市移住支援事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日までの申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和6年4月1日今治市要綱）

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の今治市移住支援事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日までの申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和7年4月1日今治市要綱）

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の今治市移住支援事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日までの申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和8年4月1日今治市要綱）

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の今治市移住支援事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日までの申請に係るものについては、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

地域		加算上限
① 人口減少率が著しい地域		九和小学校区に属する地域
		菊間小学校区に属する地域
		亀岡小学校区に属する地域
		吉海小学校区に属する地域
		宮窪小学校区に属する地域
		上浦小学校区に属する地域
		大三島小学校区に属する地域
		岡村小学校区に属する地域
② 国の地域振興関連法において指定する地域	（ア）過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第44条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）	旧菊間町、旧吉海町、旧宮窪町、旧伯方町、旧上浦町、旧大三島町、旧関前村の地域
	（イ）山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域	旧龍岡村の地域
	（ウ）離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施域	来島、小島、馬島、比岐島、津島、鶴島、大下島、小大下島
上記を除く地域		200,000円

別記様式第1号

(宛先) 今治市長

申請年月日 年 月 日

移住支援金交付申請書

愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業における今治市移住支援金交付要綱の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容 (該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)	人
移住支援金の種類		就業		テレワーク	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
		本事業における関係人口		起業		

各種確認事項 (該当する欄に○を付けてください) ※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「愛媛県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、今治市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(マッチングサイト掲載求人への就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 今治市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。



3 転出元の住所

住所	〒
----	---

4 (東京 23 区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京 23 区への在勤履歴

期間	就業先	就業地

5 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ( )

管理コード (愛媛県及び今治市使用欄)	
---------------------	--

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

1 愛媛県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、愛媛県及び今治市から求められた場合には、それに応じます。

2 以下の場合には、度愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業における今治市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

(1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

(2) 移住支援金の申請日から3年未満に今治市以外の市区町村に転出した場合：全額

(3) 愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業における今治市移住支援金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額

(4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に今治市以外の市区町村に転出した場合：半額

(就業の場合のみ)

(5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

3 愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業における今治市移住支援金交付要綱に基づき、支給を受けた後に実施される今治市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

愛媛県移住支援事業に係る個人情報の取扱い

愛媛県及び今治市は、愛媛県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき、本事業の実施のために利用します。

また、愛媛県及び今治市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

（宛先）今治市長

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	3 親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

愛媛県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、愛媛県及び今治市の求めに応じて、愛媛県及び今治市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

（宛先）今治市長

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務者住所 （移住後）	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
就労開始日	年 月 日
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
雇用形態	週 20 時間以上のテレワーク従事
交付金による資金 提供	勤務者に地域未来交付金（デジタル実装型）又は、この前歴事業による資金提供をしていない

愛媛県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、愛媛県及び今治市の求めに応じて、愛媛県及び今治市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

（宛先）今治市長

申請者名

居住地

就業時間の証明書（移住支援金（テレワーク）の申請（報告）用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

就労開始日	年 月 日			
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間	<input type="checkbox"/> 週間	時間 (うち休憩時間 分)
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間	<input type="checkbox"/> 週間	日
	平日	時 分	～ 時 分	(うち休憩時間 分)
	土曜	時 分	～ 時 分	(うち休憩時間 分)
	日祝	時 分	～ 時 分	(うち休憩時間 分)
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間	<input type="checkbox"/> 週間	時間 (うち休憩時間 分)
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間	<input type="checkbox"/> 週間	日
	主な就労時間帯	時 分	～ 時 分	(うち休憩時間 分)
就労実績 (直近3カ月)	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	
特記事項（備考）				

年 月 日

様

今治市長 徳永繁樹  
(公印省略)

愛媛県移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書

愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業における今治市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 \_\_\_\_\_円

振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、ご登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名 :

振込先口座番号 :

振込先口座名義 :

(備考)

- 1 今治市は、愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業における今治市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
  - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - ・申請日から3年未満に今治市以外の市区町村に転出した場合：全額
  - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさず職を辞した場合：全額
  - ・愛媛グローバルビジネス創出支援事業実施要領に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
  - ・申請日から3年以上5年以内に今治市以外の市区町村に転出した場合：半額

2 今治市は、愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業における今治市移住支援金交付要綱の規定に基づき、愛媛県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

3 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について

・この通知書は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

・移住支援金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。

・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

別記様式第4号

(宛先) 今治市長

申請年月日 年 月 日

移住支援金交付決定通知書再交付申請書

愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業における今治市移住支援金交付要綱の規定に基づき、移住支援金交付決定通知書の再交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話 番号	
メールアドレス			
再交付が必要な理由			

2 移住支援金の内容 (該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)	人
移住支援金の種類		就業		テレワーク	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
		本事業における関係人口		起業		

管理コード (愛媛県及び今治市使用欄)

--

年 月 日

様

今治市長  
(公印省略)

愛媛県移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書 [再交付]

愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業における今治市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 \_\_\_\_\_円

振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、ご登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名 :

振込先口座番号 :

振込先口座名義 :

(備考)

1 今治市は、愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業における今治市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

- ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
- ・申請日から3年未満に今治市以外の市区町村に転出した場合：全額
- ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- ・愛媛グローバルビジネス創出支援事業実施要領に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
- ・申請日から3年以上5年以内に今治市以外の市区町村に転出した場合：半額

2 今治市は、愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業における今治市移住支援金交付要綱の規定に基づき、愛媛県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

3 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について

・この通知書は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

・移住支援金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。

・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--